

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	保健体育課		
事業名称	児童・生徒防犯対策費(スクールガード関係事業)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	スクールガード・リーダー: 船橋市スクールガード・リーダー実施要綱 スクールガード: 予算				
事業開始年月日	スクールガード・リーダー: 平成17年 スクールガード: 平成18年9月1日	最終制度改正年月日	要綱最終改正: 令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	児童生徒の不審者被害を減らす。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	スクールガード・リーダーにより、学校の防犯活動に関わる保護者及び地域住民並びに学校に対する、より効果的な防犯活動を行うための指導等を行う。また、無償ボランティアであるスクールガードにより、登下校の時間帯に児童生徒が不審者被害に遭わないよう、地域での見守り活動を行う。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	スクールガード・リーダー: 文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により平成17年度から実施。 スクールガード: 平成17年に全国で子供が犠牲になる悲惨な事件が相次いだため、登下校時の子供たちが犯罪に巻き込まれないよう、地域住民の目で見守り活動を行うという趣旨の下、平成18年9月から実施。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p><スクールガード・リーダー></p> <p>H17: スクールガード・リーダー1人により、七林小、八木が谷小、前原小、田喜野井小で実施。 H18: 市内55校の小学校を5人のスクールガード・リーダーで実施。 H19: 船橋市独自の事業として2人を追加し、7人体制で実施。 H21: 千葉県が事業を廃止(間接補助事業)したため、船橋市単独の事業として実施。 H22: 中核市として国の直接補助を受けて実施。(補助率1/3) H23: 8人体制で実施 H24: 11人体制で実施 H27: 対象の学校に中学校・特別支援学校を追加</p> <p><スクールガード></p> <p>登録者数 H18(当初):3,859人 R1:5,472人 R2:4,648人 R3:3,830人</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	児童生徒	登下校時の見守り			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	6,099	6,061	5,973	6,040
	うち一般財源	3,188	3,797	4,086	4,330
	決算(見込)額	5,952	5,943	6,005	-
対象者数・ 交付件数など	スクールガード・リーダー報償費	5,639	5,748	5,908	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	スクールガード・リーダー:学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(補助率1/3 ※割落としあり)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	スクールガード・リーダー…毎月1回(4月のみ2回) スクールガード…日々				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	保健体育課
事業名称	児童・生徒防犯対策費（スクールガード関係事業）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の安定性	スクールガードは、ボランティアにより成り立っているため、ボランティアの確保が課題である。	・ボランティアの確保のため、スクールガードに参加しやすいよう改善を図る。（令和3年度から改善実施中） ・教育委員会から保護者に対して参加のはたらきかけを行う。
2	事業の実施方法の他市との違い	—	—
3	事業目的と実態の乖離	—	—
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の安定性	地域の安全に寄与してきた既存のボランティアが高齢化し、スクールガードの担い手が不足している。	ボランティアの担い手確保が難しくなっていることから、他自治体の取組例も参考にして、個人の負担が小さい形で新たな主体がスクールガードに参加することを促し、スクールガードの裾野を広げる取組を行う。
2	事業の実施方法の他市との違い	近隣市7市中、スクールガード・リーダー事業を実施しているのは2市であり、他5市は実施していない。スクールガード・リーダーを実施している2市において、スクールガード・リーダーもボランティアが担っている事例がある。	近隣市の実施方法も調査・研究の上、より効果的に事業目的を達成する方法や報償費の適正な水準について検討を行う。
3	事業目的と実態の乖離	市は、スクールガードを不審者対策の担い手としているが、地域では、通学路の交通安全対策の担い手として一部認識されている実態がある。	スクールガードの役割や活動時の注意点をまとめた資料を作成・配付することにより、関係者が正しく認識を共有できるよう周知を徹底する。
4			

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		保健体育課		
事業名称		児童・生徒防犯対策費（スクールガード関係事業）		
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1	事業の安定性	継続 令和5年度において、令和4年度と同様の取組として、小学校の保護者向けにスクールガード個人登録の案内を行い、約100名の登録者増加につながった。また、令和5年6月に包括連携協定を結んだ事業者と協議を行い、11月から営業活動等しながら市内の児童生徒の見守りを行っていただくことで、地域住民だけでなく、保護者や企業といった多様な主体による見守りが実現できた。	-	-
2	事業の実施方法の他市との違い	完了 本市においては、千葉市と同様に、スクールガード・リーダーを教員OBに委嘱し、専門性を生かしながら学校への助言・指導を行っている状況であり、当面は現状のとおり、有償ボランティアとして実施することが適切である。さらに、報償費の水準に関して、同様に有償ボランティアとして実施している千葉市と比較した結果、著しく高いという状況ではないことから、現状の報償費の水準を維持することとする。	-	-
3	事業目的と実態の乖離	継続 令和5年4月にスクールガード登録リーフレットの改訂を行い、同月末までに全小学校に配付した。リーフレットには、「スクールガードには、自動車を停止させる等の権限がありません」と明記し、交通安全対策ではなく、不審者対策であることが分かるように改訂を行うことで、「スクールガード」の目的について、学校関係者に正しい認識を共有することにつながった。	-	-
4		-	-	-